

熊本県公共事業再評価監視委員会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、熊本県公共事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（選挙）

第2条 熊本県公共事業再評価監視委員会要綱（以下「要綱」という。）第3条第5項の委員長の選挙は、委員の無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

但し、得票数が同数の場合は、抽選によってこれを定める。

2 委員に異議がない場合は、前項の選挙については、指名推薦の方法に代えることができる。

3 委員長が欠けるに至ったときは、委員会は速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

4 選挙に関する事項は、事務局が取り扱うものとする。

（委員長代理）

第3条 委員長は、要綱第3条第7項に基づき、委員長代理を委員長選任後直ちに委員の中から指名しなければならない。

（委員会の招集）

第4条 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び付議事項についてあらかじめ文書をもって通知するものとする。

ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（開催時期）

第5条 委員長は、事業主体が各再評価対象事業に係る国への翌年度予算要望書提出前に対応方針の決定ができるよう、委員会を開催し、運営する。

（委員会の成立）

第6条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ成立しないものとする。

（議長）

第7条 委員長は委員会の議長となる。

2 委員長及び委員長代理に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が委員長の職を代理する。

(議事)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(議事録)

第9条 委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の下承を得るものとする。

2 議事録には、以下の事項を記載するものとする。

- (1) 議案名
- (2) 委員会の日時及び場所
- (3) 出席した委員及び事務局員の職氏名
- (4) 議事内容
- (5) その他必要と認める事項

(会議の公開)

第10条 会議は原則として公開とする。

2 公開に関する傍聴要領を別に定める。

(改正)

第11条 この要領を改正しようとするときには、委員長が必要に応じ、委員会に諮るものとする。

(専門部会)

第12条 専門部会の運営に関する事項についても、本要領に準拠する。

(附則)

この要領は、平成10年10月28日から施行する。

(附則)

この要領は、平成12年6月28日から施行する。

(附則)

この要領は、平成13年6月26日から施行する。